

新規上場申請のための四半期報告書

(第9期第2四半期)

自2022年12月1日
至2023年2月28日

株式会社キャスト

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2023年 8 月30日

【四半期会計期間】 第 9 期第 2 四半期（自2022年12月 1 日 至2023年 2 月28日）

【会社名】 株式会社キャスター

【英訳名】 Caster Co.Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中川 祥太

【本店の所在の場所】 宮崎県西都市鹿野田11365番地 1

【電話番号】 050-5893-4549

【事務連絡者氏名】 執行役員 松吉 賢三

【最寄りの連絡場所】 宮崎県西都市鹿野田11365番地 1

【電話番号】 050-5893-4549

【事務連絡者氏名】 執行役員 松吉 賢三

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	5
第3【提出会社の状況】	6
1【株式等の状況】	6
2【役員の状況】	12
第4【経理の状況】	13
1【四半期財務諸表】	14
2【その他】	23
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	24
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第 9 期 第 2 四半期累計期間	第 8 期
会計期間		自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 2 月 28 日	自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日
売上高	(千円)	2,031,164	3,338,001
経常損失(△)	(千円)	△30,873	△161,784
四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△35,631	△145,053
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	49,900	49,900
発行済株式総数	(株)	1,557,960	1,557,960
純資産額	(千円)	974,771	1,010,402
総資産額	(千円)	1,951,808	2,089,456
1株当たり四半期(当期)純損失(△)	(円)	△22.87	△95.48
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	49.9	48.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△155,927	△128,099
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△4,638	△275,176
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△6,046	730,506
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,596,674	1,762,314

回次		第 9 期 第 2 四半期会計期間
会計期間		自 2022 年 12 月 1 日 至 2023 年 2 月 28 日
1株当たり四半期純利益	(円)	8.33

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する関連会社がないため、記載しておりません。
3. 第 8 期及び第 9 期第 2 四半期累計期間における潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 当社は、第 8 期第 2 四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第 8 期第 2 四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 1 株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

6. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純損失（△）を算定しております。
7. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っておりますが、第8期の期首に株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純損失（△）を算定しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生したリスクはありません。また、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大があったものの、行動制限の緩和等により社会経済活動の持ち直しの動きが見られました。一方で、エネルギー・原材料価格の高騰や急激な円安などによる物価上昇に加え、長期金利の上昇懸念など先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社が展開するサービスを取り巻く環境としましては、少子高齢化が進行し、生産年齢人口の減少により、企業における採用難の状況が発生しております。特に、「第39回ワークス大卒求人倍率調査」（出所：リクルートワークス研究所）によりますと、従業員規模300人以上の企業と比べ300人未満の中小企業における有効求人倍率は非常に高く推移しており、深刻な人材不足の状況が続いております。そのような中、業務の効率化やコスト競争力の強化、売上拡大などに繋がるアウトソーシングサービスといった人材不足を解消するための底堅い需要に加え、コロナ禍において、企業規模・業種を問わず多くの企業においてリモートワークの導入・活用が進み、地理的な制限を取り払った新しい働き方や採用活動が進むなど、出社を中心としたコロナ禍以前の働き方と比較して、新しい働き方・新しい生活様式（ニューノーマル）が広く浸透しております。新型コロナウイルスは一定の収束を見せ、2023年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」へと移行する方針が固まり、コロナ禍以前と同様に出社を求める企業も一定でできておりますが、引き続きリモートワークを維持したいという層から当社求人への応募が増え、採用活動への追い風となっております。

当社は、「リモートワークを当たり前にする」をミッションに掲げて創業し、日本において「リモートアシスタント」が認知されていない時期から、バックオフィス業務などをオンラインで代行するアシスタントサービス「CASTER BIZ」の提供を開始し、「リモートアシスタント」市場を形成してまいりました。「働き方改革関連法」が施行された2019年4月には、導入企業数累計が1,000社に到達し、その後、各専門分野に特化した「CASTER BIZ」姉妹サービスやコンサルティング事業を開始しております。2022年9月のドイツ連邦共和国における「CASTER BIZ」の海外展開を皮切りに、2022年12月には新たにアラブ首長国連邦ドバイ首長国に拠点を設置し、サービス提供を開始しております。この結果、全社におけるサービス導入企業数累計は2023年2月末で約3,900社へと拡大いたしました。

このような事業環境のもと、創業から今日まで、当社は10以上のサービスを開発・展開し、対応可能なセグメントを拡大しており、今後もミッションの実現のため、あらゆる仕事のリモートワーク化の推進に取り組んで参ります。既存のコア事業であるWaaS事業の成長と、それにより創出された事業資金をもとに新規事業を企画・開発し、直近では既存事業の海外展開に注力しており、全社を通じて、積極的な広告投資、広告投資による事業成長にあわせた人員の採用を実施しております。

以上の結果、当第2四半期累計期間の経営成績は、売上高2,031,164千円、営業損失30,264千円、経常損失30,873千円、四半期純損失35,631千円となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

(WaaS事業)

WaaS事業は、各サービスにおける取引先数が引き続き堅調に推移し、選択と集中による投資継続により、売上高・売上総利益ともに順調に成長しております。販管費については、WEB広告による継続的な広告投資の実施とあわせて、広告投資の効率化の向上に取り組んでおります。

この結果、売上高1,623,195千円、セグメント利益（営業利益）306,308千円となりました。

(その他事業)

その他事業は、中小企業が採用難である状況を受けてリモート人材の紹介・派遣の需要が増加し、売上高は引き続き堅調に推移しております。販管費については、新規事業として新たに海外事業が加わったことから、立ち上げに伴った先行投資を積極的行なっております。

この結果、売上高407,969千円、セグメント損失（営業損失）65,109千円となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は1,951,808千円となり、前事業年度末に比べ137,647千円減少いたしました。これは主に、売掛金40,858千円が増加したものの、現金及び預金165,639千円が減少したことによるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は977,037千円となり、前事業年度末に比べ102,016千円減少いたしました。これは主に、未払費用15,153千円、契約負債11,769千円、その他67,748千円が減少したことによるものです。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は974,771千円となり、前事業年度末に比べ35,631千円減少いたしました。これは、利益剰余金35,631千円が減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、1,596,674千円となり、前事業年度末に比べ165,639千円の減少となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動による資金の減少は、155,927千円となりました。これは主に、税引前四半期純損失30,873千円、売上債権の増加40,858千円、未払金の減少18,973千円、未払消費税等の減少44,986千円、契約負債の減少11,769千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動による資金の減少は、4,638千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出4,277千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動による資金の減少は、6,046千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出4,446千円、上場関連費用の支出1,600千円があったことによるものです。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

(8) 従業員数

当第2四半期累計期間において、業容拡大に伴う新規採用により、従業員が25名増加しております。なお、従業員数は就業人員であり、業務委託契約による登録社員数は含まれておりません。

(9) 設備の状況

当第2四半期累計期間において、著しい変動はありません。

(10) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第2四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	68,520
A1種優先株式	9,990
A2種優先株式	4,333
B種優先株式	5,557
C種優先株式	6,100
D種優先株式	5,500
計	100,000

- (注) 1. 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。
2. 2023年3月6日開催の臨時株主総会決議により、2023年3月6日付でA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に関する定款の定めが廃止されております。また、同日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は30,900,000株増加し、31,000,000株となっております。
3. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。また、同日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は24,768,160株減少し、6,231,840株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2023年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	38,949	1,557,960	非上場	単元株式数は100株であります。
計	38,949	1,557,960	—	—

- (注) 1. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で1株を200株に株式分割いたしました。これにより株式数は7,750,851株増加し、発行済株式総数は7,789,800株となっております。
2. 2023年3月6日開催の臨時株主総会において、2023年3月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数が6,231,840株減少して1,557,960株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 1

新株予約権の数(個)※	50
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式50 [2,000] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	1株につき150,000 [3,750] (注) 2、6
新株予約権の行使期間※	2024年12月27日から2032年7月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 150,000 [3,750] (注) 6 資本組入額 75,000 [1,875] (注) 6
新株予約権の行使の条件※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4、5

※ 当社は、2022年12月21日開催の取締役会決議により2022年12月26日付で第15回新株予約権を発行しており、新株予約権の発行時(2022年12月26日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在(2023年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後に効力が生じる合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

- ⑤ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
 - ⑥ 新株予約権者その有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
 - ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑧ その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。
4. 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)3⑥に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(注)5③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める新株予約権を行使できる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使できる期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (b) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から、上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡をしてはならず、担保権の対象とすることはできない。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の株式併合を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年12月1日～ 2023年2月28日	—	38,949	—	49,900	—	1,418,815

- (注) 1. 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。
2. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が7,750,851株増加して7,789,800株となっております。
3. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数が6,231,840株減少して1,557,960株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2023年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
インキュベイトファンド2号投資 事業有限責任組合	東京都港区赤坂一丁目12番32号	9,290	23.85
株式会社ブルーマンディ	東京都渋谷区渋谷二丁目19番15号 宮益坂ビルディング609	8,500	21.82
WiL Fund II, L.P.	102 University Ave., Suite 1A, Palo Alto, CA94301, USA	4,750	12.20
大和ベンチャー1号投資事業有限 責任組合	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	3,953	10.15
STRIVE III投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂一丁目12番32号	2,577	6.62
中川 祥太	神奈川県横浜市青葉区	1,500	3.85
IF Growth Opportunity Fund I, L.P.	Cricket Square, Hutchins Drive PO Box 2681 Grand Cayman, KY1-1111 Cayman Islands	1,408	3.61
グリーンコインベスト投資事業有 限責任組合	東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番5号	1,407	3.61
SMBCベンチャーキャピタル3号投 資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	1,187	3.05
合同会社Gunosy Capital	東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号 渋谷スクランブルスクエア	1,030	2.64
計	—	35,602	91.41

(注) 1. 株式会社ブルーマンディは、当社代表取締役中川祥太の資産管理会社であります。

2. 当社は、2023年3月7日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合をしておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割・併合前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,949	38,949	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	38,949	—	—
総株主の議決権	—	38,949	—

(注) 1. 2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年2月24日付でA1種優先株式9,990株、A2種優先株式4,333株、B種優先株式4,857株、C種優先株式5,358株及びD種優先株式4,411株の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株主に当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。

2. 2023年3月6日開催の取締役会決議により、2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が7,750,851株増加して7,789,800株となっております。
3. 2023年3月6日開催の臨時株主総会において、2023年3月6日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
4. 2023年7月4日開催の臨時株主総会決議により、2023年7月5日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより、発行済株式総数が6,231,840株減少して1,557,960株となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間(2022年12月1日から2023年2月28日まで)及び第2四半期累計期間(2022年9月1日から2023年2月28日まで)に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年8月31日)	当第2四半期会計期間 (2023年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,792,314	1,626,674
売掛金	229,592	270,450
その他	44,281	31,182
貸倒引当金	△3,404	△3,647
流動資産合計	2,062,784	1,924,660
固定資産		
有形固定資産	635	4,563
無形固定資産		
のれん	4,281	3,568
無形固定資産合計	4,281	3,568
投資その他の資産		
その他	21,754	19,371
貸倒引当金	—	△356
投資その他の資産合計	21,754	19,015
固定資産合計	26,671	27,147
資産合計	2,089,456	1,951,808
負債の部		
流動負債		
買掛金	41,534	40,487
短期借入金	30,000	30,000
1年内償還予定の社債	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	8,892	108,892
未払費用	317,119	301,965
未払法人税等	3,704	1,852
契約負債	176,448	164,678
その他	179,139	111,390
流動負債合計	956,837	959,267
固定負債		
長期借入金	122,216	17,770
固定負債合計	122,216	17,770
負債合計	1,079,053	977,037
純資産の部		
株主資本		
資本金	49,900	49,900
資本剰余金	1,440,249	1,440,249
利益剰余金	△480,109	△515,740
株主資本合計	1,010,039	974,408
新株予約権	362	362
純資産合計	1,010,402	974,771
負債純資産合計	2,089,456	1,951,808

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
売上高	2,031,164
売上原価	1,251,029
売上総利益	780,135
販売費及び一般管理費	※ 810,399
営業損失(△)	△30,264
営業外収益	
受取利息	7
補助金収入	6,861
その他	1,768
営業外収益合計	8,636
営業外費用	
支払利息	4,281
上場関連費用	3,620
その他	1,344
営業外費用合計	9,246
経常損失(△)	△30,873
税引前四半期純損失(△)	△30,873
法人税、住民税及び事業税	1,852
法人税等調整額	2,905
法人税等合計	4,757
四半期純損失(△)	△35,631

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失 (△)	△30,873
減価償却費	210
のれん償却額	713
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	599
受取利息及び受取配当金	△7
支払利息	4,281
上場関連費用	3,620
為替差損益 (△は益)	△972
売上債権の増減額 (△は増加)	△40,858
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	13,099
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,046
未払金の増減額 (△は減少)	△18,973
未払費用の増減額 (△は減少)	△17,130
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△44,986
契約負債の増減額 (△は減少)	△11,769
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△3,650
その他	△161
小計	△147,905
利息及び配当金の受取額	7
利息の支払額	△4,326
法人税等の支払額	△3,705
法人税等の還付額	2
営業活動によるキャッシュ・フロー	△155,927
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△4,277
敷金及び保証金の差入による支出	△361
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,638
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△4,446
上場関連費用の支出	△1,600
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,046
現金及び現金同等物に係る換算差額	972
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△165,639
現金及び現金同等物の期首残高	1,762,314
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,596,674

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
給料賃金	312,474千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年9月1日 至 2023年2月28日)
現金及び預金	1,626,674千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△30,000
現金及び現金同等物	1,596,674千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自2022年9月1日 至2023年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

当社は、2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき2023年2月24日付でA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価としてA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自2022年9月1日 至2023年2月28日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	WaaS事業	その他事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,623,195	407,969	2,031,164	2,031,164	—	2,031,164
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,623,195	407,969	2,031,164	2,031,164	—	2,031,164
セグメント利益又は損 失(△)	306,308	△65,109	241,198	241,198	△271,463	△30,264

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△271,463千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る経費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期損益計算書の営業損失(△)と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、売上高をセグメント情報の報告セグメントの区分に基づき分解するとともに、その他事業については、さらに財・サービスの区分により分解しております。

当第2四半期累計期間（自2022年9月1日 至2023年2月28日）

(単位：千円)

WaaS事業	
WaaS	1,623,195
計	1,623,195
その他事業	
在宅派遣	377,980
その他	29,988
計	407,969
顧客との契約から生じる収益	2,031,164
外部顧客への売上高	2,031,164

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失(△)及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自2022年9月1日 至2023年2月28日)
1株当たり四半期純損失(△)	△22.87円
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△)(千円)	△35,631
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△)(千円)	△35,631
普通株式の期中平均株式数(株)	1,557,960
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
2. 2023年3月7日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割をしております。また、2023年7月5日付で普通株式5株を1株に併合しております。当事業年度の期首に当該株式分割および株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純損失(△)を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 定款の一部変更

当社は、2023年3月6日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更しております。

(1) 変更の理由

株式公開後の投資家層の拡大を図り、株式の流動性を高めることを目的としております。

(2) 変更の内容

(発行可能株式総数の変更)

変更前の発行可能株式総数	100,000株
今回の変更により増加する発行可能株式総数	30,900,000株
変更後の発行可能株式総数	31,000,000株

(単元株の設定)

1単元を100株とする単元株を設定いたしました。

(種類株式の廃止)

当社は、2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき2023年2月24日付でA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てを自己株式として取得し、対価として当該優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、同取締役会において会社法第178条の規定に基づき消却することを決議し、2023年2月24日付で消却しております。

それに伴い、A1種優先株式、A2種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式に係る定款の定めを廃止しております。

(3) 変更の効力発生日

2023年3月6日

2. 株式分割

当社は、2023年3月6日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式公開後の投資家層の拡大を図り、株式の流動性を高めることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2023年3月7日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	38,949株
株式分割により増加する株式数	7,750,851株
株式分割後の発行済株式総数	7,789,800株

③株式分割の効力発生日

2023年3月7日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2023年3月7日以降に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第8回新株予約権	75,000円	375円
第10回新株予約権	77,000円	385円
第11回新株予約権	98,000円	490円
第12回新株予約権	98,000円	490円
第13回新株予約権	150,000円	750円
第14回新株予約権	150,000円	750円
第15回新株予約権	150,000円	750円

(4) 転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

今回の株式分割に伴い、2023年3月7日以降に行使する無担保転換社債型新株予約権付社債の1株当たりの転換価額を以下のとおり調整いたします。

転換社債型新株予約権付社債の名称	調整前転換価額	調整後転換価額
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	276,450円	1,383円

(5) 資本金の額の変更

今回の株式分割による資本金の額の変更はございません。

3. 定款の一部変更

当社は、2023年7月4日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更しております。

(1) 変更の理由

上場後の株価形成の見通しを鑑み、発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容

(発行可能株式総数の変更)

変更前の発行可能株式総数	31,000,000株
今回の変更により減少する発行可能株式総数	24,768,160株
変更後の発行可能株式総数	6,231,840株

(3) 変更の効力発生日

2023年7月5日

4. 株式併合

当社は、2023年6月19日開催の取締役会において、2023年7月4日開催の臨時株主総会に株式併合について付議することを決議し、同臨時株主総会で承認可決されております。

(1) 株式併合の目的

当社は、上場後の株価形成の見通しを鑑み、普通株式5株を1株の割合をもって併合いたしました。

(2) 株式併合の概要

①併合の方法

2023年7月5日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式5株につき1株の割合をもって併合いたしました。

②併合により減少した株式数

株式併合前の発行済株式総数	7,789,800株
株式併合により減少する株式数	6,231,840株
株式併合後の発行済株式総数	1,557,960株

③株式併合の効力発生日

2023年7月5日

④1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式併合に伴い、2023年7月5日以降に行行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第8回新株予約権	375円	1,875円
第10回新株予約権	385円	1,925円
第11回新株予約権	490円	2,450円
第13回新株予約権	750円	3,750円
第14回新株予約権	750円	3,750円
第15回新株予約権	750円	3,750円

(4) 資本金の額の変更

今回の株式併合による資本金の額の変更はございません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月22日

株式会社キャスター
取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

白取 一仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

西口 昌宏

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャスターの2022年9月1日から2023年8月31日までの第9期事業年度の第2四半期会計期間（2022年12月1日から2023年2月28日まで）及び第2四半期累計期間（2022年9月1日から2023年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャスターの2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上